## 由布市告示第113号

# 平成21年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する 平成21年8月26日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成21年9月2日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

# ○開会日に応招した議員

小林彗	善弥子君		髙橋	義孝君	
新井	一徳君		佐藤	郁夫君	
佐藤	友信君		溝口	泰章君	
西郡	均君		渕野り	ナさ子君	
太田	正美君		二宮	英俊君	
藤柴	厚才君		佐藤	正君	
江藤	明彦君		佐藤	人巳君	
田中真	真理子君		利光	直人君	
久保	博義君		小野	二三人君	
吉村	幸治君		工藤	安雄君	
生野	征平君		山村	博司君	
後藤	憲次君		丹生	文雄君	
三重野精二君					

# ○応招しなかった議員

なし

## 平成21年 第3回(定例)由 布 市 議 会 会 議 録(第1日)

平成21年9月2日(水曜日)

#### 議事日程(第1号)

平成21年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第4号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 報告第7号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第8号 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第8 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 認定第1号 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改 正について
- 日程第14 議案第73号 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の 一部改正について
- 日程第15 議案第74号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第76号 市道路線の認定(高津透内線)について
- 日程第18 議案第77号 市道路線の認定(庄内湯平線)について
- 日程第19 議案第78号 市道路線の認定(長宝中央線)について
- 日程第20 議案第79号 平成21年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第80号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第81号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第82号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第24 議案第83号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第84号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第85号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第86号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第87号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第88号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 発議第4号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 報告第7号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第7 報告第8号 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第8 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 認定第1号 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改 正について
- 日程第14 議案第73号 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の 一部改正について
- 日程第15 議案第74号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第76号 市道路線の認定(高津透内線)について
- 日程第18 議案第77号 市道路線の認定(庄内湯平線)について
- 日程第19 議案第78号 市道路線の認定(長宝中央線)について
- 日程第20 議案第79号 平成21年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第80号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第81号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第23 議案第82号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第24 議案第83号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第84号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第26 議案第85号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議案第86号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第28 議案第87号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)

日程第29 議案第88号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)

#### 出席議員(25名)

1番 小林華弥子君 2番 髙橋 義孝君

4番 新井 一徳君 5番 佐藤 郁夫君

6番 佐藤 友信君 7番 溝口 泰章君

8番 西郡 均君 9番 渕野けさ子君

10番 太田 正美君 11番 二宮 英俊君

12番 藤柴 厚才君 13番 佐藤 正君

14番 江藤 明彦君 15番 佐藤 人巳君

16番 田中真理子君 17番 利光 直人君

18番 久保 博義君 19番 小野二三人君

20番 吉村 幸治君 21番 工藤 安雄君

22番 生野 征平君 23番 山村 博司君

24番 後藤 憲次君 25番 丹生 文雄君

26番 三重野精二君

#### 欠席議員(なし)

## 欠 員(1名)

## 事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤	奉文君	副市長	清水	嘉彦君
教育長	清永	直孝君	総務部長	吉野	宗男君
総務課長	工藤	浩二君	財政課長	長谷川	澄男君
総合政策課長	相馬	尊重君	監查·選管事務局長	佐藤	忠由君
会計管理者	佐藤	利幸君	産業建設部長	佐藤	省一君
農政課長	志柿	正蔵君	水道課長	目野	直文君
健康福祉事務所長	秋吉	敏雄君	保険課長	生野	博文君
環境商工観光部長	平野	直人君	挾間振興局長	米野	啓治君
庄内振興局長	佐藤	和明君	湯布院振興局長	佐藤	和利君
教育次長	島津	義信君	消防長	浦田	政秀君
代表監査委員	佐藤	健治君	教育委員長	二宮	勝利君

### 午前10時00分開会

○議長(三重野精二君) 皆さん、おはようございます。本日ここに平成21年第3回由布市定例 会の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かと御多忙のところ、御出席を賜りありがとうご ざいます。

新型インフルエンザの全国的な流行を受け、大分県内も本格的な流行期に入ったと推察される中、今後、学校においても2学期が始まりましたことから、感染が広がることが懸念されております。市民の皆さんとともに、お互いの健康状態のチェックに万全を期したいものです。

さて、今回の定例会は発議1件、報告3件、認定2件、議案19件などが提案されております。 御審議方よろしくお願いいたします。

なお、今定例会においても昨年度に引き続き地球温暖化対策の一環でクールビズ対応として、 議員、執行部とも厳粛の中に規律ある議会運営について、よろしくお願いいたします。

以上、開会に当たり私からのごあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

○市長(首藤 奉文君) 皆さん、おはようございます。本日ここに平成21年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので、由布市が誕生いたしまして4年が、はやたとうとしております。私も含めてでございますが、議員各位におかれましては任期最後の定例会となりました。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日平成21年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変御多忙の中、

全議員皆さんの御出席をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会では、報告3件、承認2件、条例の制定等議案19件を御提案いたすことにしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重な御審議をお願い申し上げますとともに、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、大変簡単でありますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三重野精二君) ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第3回由布市議会定例会を開会します。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、教育委員長及び代表監査委員の出席を 求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

これから本日の会議を開きます。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(三重野精二君) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、佐藤友信君、7番、溝口泰章君の2名を指名します。

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長(三重野精二君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

# 日程第3. 諸報告

○議長(三重野精二君) 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長(首藤 奉文君) それでは、平成21年6月の第2回定例会以降の行政報告について、主なものについて申し上げます。

7月2日に、最近の行政に対する不当要求事案等、いわゆる行政対象暴力事案に対応するため、 由布市行政対象暴力対策連絡協議会を設立し、第1回の会議を開催いたしました。今後は、暴力 団等から職員、市民を守り安全・安心への対応を組織的にしてまいりたいと考えております。

7月4日に、由布市では初めての中国雑技団による雑技の祭典が行われました。市民に元気で明るく過ごしていただくための地域福祉活動と、将来を担う子どもたちの生涯学習、国際交流の場として位置づけ開催されました。実行委員会による企画会議を重ね、公演の日を迎え、おかげをもちまして昼夜ともほぼ満席の約2,000人の市民の皆さんに御来場いただき、盛会裏に終えることができました。市といたしまして、市民の皆さんとの協働が実ったと考えているところであります。

7月5日には、第4回市民体育大会の開会式が行われ、由布市体育協会の会長として参加をいたしました。6月9日のゴルフ競技を皮切りに、7月12日までの全18種目で熱戦が繰り広げられました。

また、同日5日に新過疎法制定実現大分県総決起大会が、県庁の正庁ホールで開催され出席をいたしました。本市においても、過疎地域における道路や施設など未整備のところも多く、生活環境の早期改善を求める声をさらに大きくしなければならないと思っております。

7月12日に上京し、厚生労働省において厚生年金病院・社会保険病院の公的存続を求める要請活動を行いました。要請書を手渡すとともに、湯布院厚生年金病院を初め全国に広がる公的存続運動とあわせて、その現状を説明いたしました。

7月13日には、機能別消防団組織が結成され、その辞令交付式に出席いたしました。年々低下する消防団員の充足率に対応し、また昼間における活動団員の確保のため、由布市においても新たな方策として、市役所職員を中心とした29人の機能別消防団を結成したところであります。 今後は、基本団員の補完的な役割として、その地域の安全・安心を守るかなめとして、その活躍が大いに期待されております。

7月16日には、湯布院観光キャンペーンのため新広島市民球場、マツダスタジアムへ参りました。当日は秋葉広島市長、松田元広島東洋カープオーナーとも親しく会見をいたしました。特に、松田オーナーには湯布院の皆さんに迷惑がかからないようにと、持参した特産品をすべて前払いしていただきました。これもシーズンオフには監督や選手の皆さんが保養に訪れ、シーズン中は私設応援団が広島の地へ赴くなど、市民レベルでの交流が継続して行われてきたことによるものと思っております。当日は由布市キャンペーンレディーや湯布院温泉観光協会の方々とともに、湯布院はもちろん由布市のすばらしさをPRをいたしました。

7月18日には、社会を明るくする運動第4回由布市大会を開催いたしました。会場の湯布院 公民館ホールをほぼ埋める200人以上の参加者があり、優秀な標語や作文の表彰、記念講演な どが行われました。犯罪や非行のない明るい由布市の実現を目指す決意を新たにしたところでご ざいます。

7月21日に、第2回臨時議会を招集し、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等に係る由布 市一般会計補正予算議案について御審議をいただき、23日に可決をいただいたところでござい ます。

7月24日には、はさま未来館で開催いたしました由布高等学校振興大会へ由布高校振興協議会会長として出席をいたしました。この日のほかに25日には庄内公民館で、8月6日には湯布院コミュニティーセンターで振興大会が行われましたが、いずれの会場でも保護者や地域の方々が多数参加され、由布高校校長、教頭からの説明や在校生からの発表に熱心に耳を傾けていました。

7月27日には、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操の収録が庄内町総合運動公園で行われました。由布市内から700人ほどの市民が早朝から駆けつけてくれました。心配された雨にも見舞われず、元気な由布市を全国に発信することができました。

8月2日には、由布市消防団の3方面隊による夏期訓練が行われ、それぞれの会場で点検を行いました。時間の経過とともに厳しい暑さとなりましたが、団員の皆さんは一生懸命訓練に努めており、大変頼もしく感じました。

また同日、由布川幼稚園舎新築工事の起工式が挾間町の現地で行われ、訓練の合間を縫って出席をいたしました。今回の建てかえについては、施設の老朽化によることに加え、平成22年度から始まる2年保育に対応するためのものであり、本年12月の完成を見込んでおります。

8月8日には、由布市学校給食センターの落成式が行われ、出席をいたしました。御承知のとおり、当給食センターは常時3,500食を賄い、衛生的なドライ方式の床に加え、室温・湿度の管理も徹底されております。また、県産米や地元産の野菜・くだものを使うことにしており、安心・安全な給食を提供するに十分な最新の調理機器と技術が備わった施設でございます。9月から本格的な稼働を始めたところでございます。今後は、議員各位を初め皆様方の御意見をいただきながら、給食センターの円滑な運営を図り、子どもたちの食育に寄与してまいりたいと考えております。

8月23日には、毎年恒例の市民と職員との協働まちづくり事業「コスモスロード210づくり」が行われました。折しも気温30度を超える大変暑い午後でありましたが、自治区、老人会、企業、団体の方々とともに市職員のほとんどが加わり、事故もなく市内国道沿いにコスモスを播種いたしました。秋にさわやかな風が吹くころには、コスモスの大輪の花が市民はもちろん、由布市を通る人々に安らぎと感動を与えてくれることであろうと思います。

8月28日には、大分県民体育大会出場選手の激励会が開かれ、出席いたしました。由布市か

らは27種目に選手、監督以下444人の選手団を擁して大会に臨みますが、ぜひとも上位入賞 を果たし、スポーツにおいても活気に満ちた由布市にしたいと考えております。

次に、由布市立知的障害者更生施設小松寮の民営化についてでございますが、平成18年 11月策定の行財政改革実施計画では、22年4月までに民営化の実施予定でありましたが、本 年5月に民営化検討委員会を設置し検討を重ねてまいりました。その委員会では、障害者自立支 援法の抜本的な見直しが検討されている現段階での民営化については、施設利用者及び保護者に 大きな不安を与えるものであり、現段階での民営化は時期尚早であるとの報告を7月30日に受 けたところでございます。

次に、湯布院地域の福祉センター建設についてでございますが、由布市総合福祉センター建設 策定委員会におきまして、平成19年より建設場所及び施設規模や設備機能などについて御検討 をいただき、本年8月18日に委員会の最終報告をいただいたところでございます。今後の予定 といたしましては、福祉センター建設策定委員会報告を踏まえ、今年度中に福祉センター建設実 施計画を完了し、来年度当初予算により早期に福祉センター建設に着手してまいりたいと考えて おります。なお、建設予定敷地が一部盛り土となることから、地盤沈下の防止を解消させるため にも、事前に本年度から盛り土及び擁壁工事を行いたいと考えております。

次に、6月議会におきまして議員より御指摘いただきました、火入れ条例の整備及び野焼きに対する市としての取り組みについてでございますが、火入れ条例の火入れの中止事項にあります「乾燥注意報」については、全市町村の条例に記載があることから、関係の市町村及び県の森林保全課と協議をしてきたところでありますが、乾燥注意報の削除については、難しい状況でございます。また、ただし書きで挿入を検討してまいりましたが、この部分につきましても詳細な検討が必要となってまいりますことから、条例改正についてはさらに検討させていただきたく、時間をいただきたく、9月議会への改正案提案は見送らせていただきました。今後は、県及び県下の市町村との協議を重ねて改正案をまとめ、整い次第、条例改正について御提案させていただきたいと考えております。

次に、由布市の新型インフルエンザ発生状況についてでございますが、平成21年8月28日 現在、由布市内において13名の新型インフルエンザ感染者や感染疑いの罹患者が発生している 状況でございます。今までに由布市内の7医療機関から、簡易検査でインフルエンザA型を確認していると由布保健所に報告があっております。しかし、個人情報保護等で保健所も詳しい情報は確認できていない状況であるとのことでございます。また、8月27日には、市役所挾間町庁舎において職員1名がインフルエンザA型陽性と確認され、直ちに新型インフルエンザ対策会議を開催し、必要な措置をとったところでございます。

次に、6月に大分県農業協同組合から提訴されました損失補償請求事件につきまして、その後

の経過を御報告いたします。6月26日に第1回口頭弁論、8月6日に第2回口頭弁論が、大分地方裁判所で行われたところでございます。現在、双方の主張及びそれに対する反論を行っているところであり、次回は9月下旬の予定でございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約について御報告いたします。平成21年度市道向原 別府線改良工事につきましては、8月25日に6社によります指名競争入札を執行した結果、大 開工業株式会社が消費税を含めまして7,509万645円で落札し、8月31日付で契約を締 結いたしました。なお、工期につきましては9月1日から来年の3月10日を予定しております。

最後になりましたが、本庁舎方式について若干の経過を御報告申し上げます。各地域審議会の審議をいただきまして、去る8月31日に3地域審議会の会長から答申を受けたところでございます。本庁舎方式検討委員会にも検討をお願いいたしておりました報告も、8月27日に委員長から報告書の提出を受けたところでございます。地域審議会の答申及び市民アンケートの調査結果並びに庁舎方式検討委員会の報告を受けまして、私もまたこれまで市民の皆さんの声を直接お聞きしておりますので、それらを総合的に判断してまいりたいと考えております。各地域審議会からは、一昨日答申をいただいたところでございますので、これから時間をかけ、またいろいろな方の意見を聞きながら慎重に最終判断をしてまいりたいと考えているところであります。

以上をもちまして、第2回定例会以降の行政報告を終わりますが、これ以外のことにつきましては、お手元に配付してあります資料をごらん願いたいと思います。

**〇議長(三重野精二君)** 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成21年第2回定例会において採択されました 請願、陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

**○副市長(清水 嘉彦君)** 平成21年第2回定例会で採択されました請願、陳情のその後の処理 状況について御報告いたします。

まず、請願受理番号1、件名は庄内中学校通学道路の新設に係る陳情でございます。この案件につきましては、現在、県営中山間地域総合整備事業にて道路を新設するということで、現在国と協議を重ねております。

2点目の陳情受理番号3でございます。肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情でございますが、この案件につきましては、平成21年第2回由布市議会の臨時会におきまして、臨時交付金等を使いまして補正予算可決済みでございます。実施時期は10月からの予定でございます。以上で、報告を終わります。

**〇議長(三重野精二君)** 請願、陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田正美君。

○議員(10番 太田 正美君) 大分県後期高齢者医療連合議会議員の太田です。

去る7月7日に平成21年第1回臨時会が開催されましたので、提出されました諸議案について、審議された概要について報告いたします。お手元の資料を見ていただきたいと思います。

まず、議案第7号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、広域連合規約第16条第3項の規定により、去る3月9日をもって任期満了いたしました後藤一裕氏の後任として高橋弘巳氏を新たに選任するものであります。討論、採決の結果、賛成多数で同意されました。次に、議案第8号から議案第14号までが一括上程されまして、討論、採決の結果、いずれの議案も賛成多数で承認、可決されました。詳しい内容は紙面に書いておりますので、お読みいただきたいと思います。

以上をもちまして、今定例会について上程されました議案の報告とさせていただきます。

○議長(三重野精二君) 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について、教育委員長より報告を求めます。二宮教育委員長。

○教育委員長(二宮 勝利君) 教育委員長の二宮と申します。どうかよろしくお願いいたします。 平成20年度由布市教育委員会点検・評価報告書について御説明を申し上げたいというふうに 思います。

平成20年の4月1日に施行されましたところの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づきまして、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成いたしまして、これを議会に提出することが定められてきました。

今回の点検・評価に当たりましては、教育委員会事務局におきまして毎年作成をいたしております由布市の教育方針並びに総合計画等をもとにいたしまして実施した取り組み、重要事項であります項目について、各事業ごとに点検・評価シートを作成をいたしました。そして、自己点検及び評価を7月の上旬から8月上旬にかけて行いました。この点検・評価シートをもとにいたしまして、点検・評価報告書という形で取りまとめをいたしました。

なお、外部の点検・評価につきましては、教育に関しての識見を有する者といたしまして、その報告書の最初のページの下段に載せてあります4名の方々に評価者として御協力をお願いいたしました。

8月の19、20日の2日間、湯布院コミュニティーセンターにおきまして実施をいたしました。評価者の4名の皆様には、まず点検・評価シートの各項目ごとに評価をまずいただきました。 その後、取りまとめをいたしまして、点検・評価報告書に評価者の皆さんの総合的な意見、総合 意見をいただいたところであります。

この点検・評価報告書につきましては、8月の26日に第8回の由布市教育委員会定例会を開催いたしまして、内容等を審議いたしまして、教育委員会の事務の管理及び執行状況につきまして、適正に点検・評価されているという御意見をいただきまして、本報告書の議会への報告並びに公表をいたしました。すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の第1項の規定によりますところの平成20年度の由布市教育委員会点検・評価報告書について、この場におきまして議会に御報告するものでございます。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査及び同法第199条の規定による 財政援助団体監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査委員。

**〇代表監査委員(佐藤 健治君)** おはようございます。代表監査委員の佐藤です。

それでは、例月出納検査及び定期監査の結果について御報告申し上げます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成21年5月から7月までの 例月出納検査の結果を御報告します。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金の在高及び出納状況であります。検査は5月25日、26日、6月29日、7月27日に行いました。

結果につきましては、検査資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていることを認められました。5月の検査の際に調査を依頼していた事項について、それぞれの担当課より結果について報告を受けました。内容につきましては、報告書に記載してあるとおりでございます。

さらに、6月の例月出納検査において、建設課の支出について疑義が見られたため確認を求めました。翌7月の例月出納検査の際に、担当者の予算執行について誤りがあったことが判明したため対応を確認した結果、適正に修正されていることを確認いたしました。

また、湯布院スポーツセンターを初め湯布院健康温泉館など9カ所において現金実査を行い、 現地で確認をいたしました。いずれも適正に管理されておりました。

次に、財政援助団体について監査をいたしましたので、その結果を申し上げます。

地方自治法第199条第7項の規定により、6月2日に実施いたしました。監査の対象団体は、 庄内町商工会、湯布院町商工会、挾間町商工会の市内3商工会を対象に実施いたしました。監査 の結果につきましては、報告書に記載しているとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長(三重野精二君) 例月出納検査及び財政援助団体監査の結果報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

**○文教厚生常任委員長(溝口 泰章君)** おはようございます。文教厚生常任委員長、溝口でございます。

本常任委員会は、所管事項のうち、次の事件について調査研修を行いましたので、その結果を 次のとおり、会議規則第103条の規定により報告します。

調査事件につきましては、子育て支援事業先進事例と健康対策事業先進事例の調査でございます。調査期間は6月30日から7月1日、2日の3日間。研修地は沖縄県那覇市と浦添市でございます。内容につきましては次ページ、2ページをごらんください。

対応いただきました那覇市は子育て応援課の課長、浦添市は議会事務局長及び福祉保健部の健 康対策係長でございます。日程につきましては、御一読願いたいと思います。

視察の内容でございます。那覇市の子育て事業に関しましては、県都であります那覇市での子育て支援事業の中で「つどいの広場事業」、3ページ中ほどから詳しく記載しておりますが、つどいの広場事業について現地視察を行い、詳細な説明を受けました。中でも商店街の空き店舗を活用しているということで、この事業の中におばあちゃんという年齢に当たる方のアドバイザーが常駐し、若い母親の育児不安に本当に即妙の助言や指導が行われている現場を拝見いたしました。

また、店舗にしましても空き店舗が目立つ那覇市の栄町市場の中では、このつどいの広場を市が借り受けて事業化し、その子育て支援事業を周囲の商店主の方々が見守り、いわゆる地域の協働の一端が垣間見られたところで、今後の展開の拡大を感じたところでございます。由布市においても同様の取り組みが可能な事例として、今後の検討価値を認めたところです。

浦添市の健康対策事業先進事例につきましては、非常に狭い市でございます。人口密度は1キロ平米当たり5,729人という過密の地域でございますが、4ページに入ります。市内に米軍基地、牧港補給地区ということになっておりますけれども、その面積が市の面積の14.4%ということで、米軍基地関係特別委員会も設けられ、定員30の議員のうち14名が特別委員となって対応しているところでございます。

事業そのものにつきましては②になります。肥満度25以上の割合が非常に高い地域でございますので、この現実を踏まえてプロジェクトとして「浦添市3キログラム減量市民大運動」と銘打たれた事業を5年間行うということで実施されたもので、次年度が最終年度になります。3カ月間の間に3キロの体重を減らすという計画でございまして、その内容は、真ん中以降になります。中央以降に、自分で進んでチャレンジする市民に手帳を配布して、3カ月間の期間中記録を

つけて、その間、特定保健指導者として指導を受けるということで、市の保健師や栄養士や運動 指導士、四、五名の体制とともに市内の民間企業に従事する産業保健師や栄養士の協力も得なが ら指導体制が確立されており、いわゆるメタボの減少に数値に示しておりますように、大きく寄 与しているところでございます。

内容としまして、結論的には後段になります。病気になってからの手当より、病気にならない 生活習慣の確立に焦点を当てた運動でございまして、これも由布市に事例としてあります、由布 市の健康温泉館の水中運動などと共通する健康増進とともに、結果として医療費の抑制などにつ ながるという点を感じたところで、この部分を今後とも注視していきたいと感じた視察でござい ます。

以上で、報告を終わります。

- ○議長(三重野精二君) 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。
- **〇建設水道常任委員長(利光 直人君)** それでは、建設常任委員会から研修に対する報告を申し上げます。

本常任委員会は、所管事項のうちの次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第103条の規定により報告をいたします。

今回の調査につきましては、北海道の東部の網走市につきましては、水道事業の健全化について行ってまいりました。また、釧路町につきましては、地域住宅の町営住宅の建設に当たり研修に行ってまいりました。調査期間は6月22日から25日まででした。調査の視察者は、私を含め5名で行ってまいりました。

まず、網走市の水道事業の経営の健全化についてですが、小雨の降る中を2人の職員の方が玄関に出迎えてくれておりました。市政につきましては、平成20年度からスタートいたしました網走市の総合計画の基本理念、「人間尊重のまちづくり」に沿って、共生型地域社会づくりを目指した、「みんなで知恵を出し一緒につくるまち」をキーワードに、市民と行政の協調によるまちづくりを目指し進めているということでございます。

水道の内容につきましては、経営健全化の取り組みの一環として、公的資金、補助金、免除繰り上げ償還に係る網走市上水道事業経営健全化計画を現在策定をいたしております。その下に五、六行下にありますけれども、元利償還金が経営を圧迫する状況に現在あるということで、どこも経営が余り水道事業に対してもよくないというのが現状でございます。あと下の方は、読んでいただきたいと思います。

次に、北海道の釧路町ですけれども、ここにつきましては、議長、町長を初め多くの方がお迎えをしていただきまして、大変感謝をいたしております。市政につきましては、大正9年に現在の釧路市から分村した町でございまして、自然と市民生活の共存を目指しているまちだそうでご

ざいます。

町営住宅の内容につきましては、今回行ってまいりましたのはコレクティブハウジングと申しまして、幅広い世代を一つの家族や単身者などさまざまな世帯が共生する集合住宅で、これは1995年に阪神淡路大震災の復興のときに初めて日本で採用されたということで、見学をしてまいりました。これからこの後については読んでいただきたいと思います。

ただ、感じたことは、由布市にこの町営住宅が合うんかなということは、ちょっと私個人としては幾つかの疑問視を持ちました。いずれにしても、現在2棟建っているんですが、今後3棟目を既に予定をしておると。ここの町にとっては、このコレクティブハウジング好評みたいでございました。

以上で、報告を終わりたいと思います。

- ○議長(三重野精二君) 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。
- **〇観光経済常任委員長(山村 博司君)** 皆さん、おはようございます。

それでは、観光経済常任委員会での調査研修の報告をいたします。会議規則103条の規定により報告を申し上げます。

調査要件につきましては、耕作放棄地対策及びバイオマスタウン構想について、畜産振興について、2点でございます。調査研修の期間は7月1日から3日まで。調査研修地は山形県の西川町、米沢市。調査研修視察者につきましては、議員5名、職員1名、計6名でございます。

7月1日、山形県の西川町を視察いたしまして、耕作放棄地及びバイオマスタウン構想について視察を行いました。

西川町は、人口6,717人、世帯数948戸、第1次産業の比率が11.7%、財政状況につきましては、歳出が43億6,846万4,000円でございます。西川町では、平成17年に、豊かな自然資源を新たなエネルギーに利用しまして、町民の生活向上や産業振興に結びつくため方向性を示すものとして、地域新エネルギービジョンを策定し、地域資源活用型の新たな事業を発掘するために、産業振興地域協議会を発足しビジネスプランを公募、実施しました。その中から、廃食用油を利用したBDF生成や休耕田に菜の花を植栽し菜の花を地域で利用する「菜の花プロジェクト」を最優秀に選出をしております。このビジネスプランは、具体化するためにバイオマスタウン構想が策定されました。

1点目として産業振興、とりわけ1次産業及び基盤とした産業活性化への取り組みを強化すること、2点目は農地を初め遊休地など町内の土地利用対策を強化すること、3番目は雪対策、4番目は豊かな自然を保全し、自然と調和した町づくりを推進すること、四つの項目が地域エネルギービジョンとして地域の課題とされており、その対応策の一つとして、バイオマス利活用が推進されております。バイオマス構想については、メリット、デメリットは記載のとおりです。

7月2日、米沢市におきまして畜産振興の視察をいたしました。

米沢市は、人口9万238人、世帯数3万2,930戸、それから第1次産業の比率が4.7%、 財政状況でございますが、これは誤記載でございまして、一般会計歳入歳出は303億8,000万 円でございます。

米沢市は3市5町におきまして、米沢牛銘柄推進協議会を結成しておりまして、行政、農協、 生産組織、枝肉購買者などが参加してブランド強化を図っております。米沢牛の定義につきましては、飼育者及び畜舎の登録制、黒毛和種及び未経産雌牛または去勢牛、と畜場の指定、生後月例30カ月以上と肉質等級4または5、3等級でも32カ月以上ならばOKということであります。

また、ブランド化確立のためには、下記の取り組みを行っております。飼育者及び畜舎の認証、 米沢牛証明書の発行、指定店制度、DNA検査、首都圏の消費者に向けた消費拡大キャンペーン を行っております。

最後に、今後の課題としては、味の追求のため、県の協力を得ながら脂質分析等を行うこと、 後継者の規模を拡大すること、DNA検査を行うことによる偽装防止対策を行うことなどであり ます。

職員につきましても、非常に親切に対応していただきまして、充実した研修ができました。 以上で、視察研修の調査研修の報告を終わります。

- ○議長(三重野精二君) 次に、行財政改革特別委員長、山村博司君。
- **〇行財政改革特別委員長(山村 博司君)** それでは、特別委員会であります行財政改革特別委員会での研修報告を申し上げます。

会議規則103条の規定により、報告を申し上げます。

調査事件につきましては、先進地事例行財政改革の取り組みについて。調査研修期間は21年の7月7日、8日。調査研修地は、宮崎県高鍋町の町行財政改革について、調査研修視察者については、議員11名、随行職員1名、12名であります。

内容につきましては、視察項目につきましては、行財政改革の取り組みについて、コンビニ納税とふるさと納税について、議会改革の取り組みについて、現地視察、高鍋町の健康保健づくりセンター。視察者については、先ほど言いましたように、議員11名と職員1名で12名。

研修項目は、別紙の資料に基づき高鍋町の担当課長から詳細な説明を受けました。職員による 地区担当制度、行政アドバイザー制度を21年度から施行実施して成果を上げております。コン ビニ納入は成果が上がっております。小中高大学の連携教育を実施しておる。民間活力や行政の 組織改革を行い、削減効果を上げております。行政評価システムにおきましては、それを評価す る外部評価委員会を公募し、その評価をいただいております。職員の変則労働時間制度を導入し て成果を上げております。住民税の1%を住民の提案型予算としております。22年度までに試 行実施しておりまして、人事評価制度を実施しております。以上の項目について、調査研修を行 いました。

以上で、報告を終わります。

○議長(三重野精二君) 以上で、閉会中の各委員会の調査研修報告を終わります。

## 日程第4. 請願・陳情について

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。 議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。
- **○事務局長(野上 安一君)** お手元に配付の請願文書表を朗読いたします。請願者及び紹介議員 の敬称につきましては略させていただきます。

受理番号7、受理年月日、21年8月14日、件名、市道の認定に関する請願書。請願者の住所、氏名です。由布市湯布院町川上1742番地1、温湯区長竹下幸夫ほか2名です。紹介議員太田正美。

受理番号8、受理年月日、平成21年8月17日、市道朴木猿渡線改良事業に関する請願書。 請願者住所、氏名、由布市挾間町来鉢2312番地、石城川地区会長橋本憲治ほか11名。紹介 議員小野二三人。

受理番号9、受理年月日、平成21年8月24日、畜産拠点施設の建設に係る請願書。請願者 住所、氏名、由布市庄内町、由布市肉用牛生産者連絡協議会会長佐藤勝美。紹介議員溝口泰章、 江藤明彦、佐藤友信、佐藤郁夫、利光直人、小野二三人。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) ただいまの請願受理番号7から9の3件については、会議規則第 134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をします。 ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時5分とします。

			午前10時55分休憩
	•••••		午前11時07分再開
〇議長	(三重野精二君)	再開します。	

#### 日程第5. 発議第4号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第5、発議第4号を上程します。 提案者に提案理由の説明を求めます。23番、山村博司君。 ○議員(23番 山村 博司君) 議案第4号由布市議会委員会条例の一部改正について、地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。平成21年9月2日。議長三重野精二殿。提出者、市議会議員山村博司。賛成者、由布市議会議員丹生文雄、同じく工藤安雄、小野二三人、久保博義、田中真理子、佐藤人巳、江藤明彦、太田正美、佐藤郁夫、新井一徳、髙橋義孝、以上であります。

提案理由につきましては、由布市議会議員定数の改正により、委員会条例の整備を行うためであります。内容については、次ページほか、詳細に説明をしてありますのでごらんください。 何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(三重野精二君) 以上で、提案理由の説明の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付 託を省略し全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し全員による(「異議ありちゅうのやけ、きちっとせな」と呼ぶ者あり)よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、日程第5、発議第4号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、 西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 異議ありの中身だけ先に言います。これは議会運営委員会できちっと議論すべきでね、どこのメンバーがこういうふうに出したんかわかりませんけれども、何とか特別委員会というのをつくっていながら、議会改革、議会のことんじょう話しよる特別委員会の人たちだというふうに思いますけれども、やはりきちんと議会運営にかかわることは議会運営委員会で付託されて議論すべきだというのが私の主張です。

とりわけ私が気になっている部分だけちょっとお尋ねいたします。文教厚生常任委員会の名称を教育民生常任委員会に変えることについて。これは非常に普通、文民委員と正しく言えばいいんですけれども、教育委員とかあるいは民生委員とかいった場合に、一般的な教育委員や民生委員がおるから誤解されやすいということで、通常こういうことを使わないんです。教育委員、民生委員、だから文教厚生という言い方してるんですけれども、つぶさに研究して議論して、徹底的にやったんだというふうに、さっきの皆さんの議員の説明の中で言いました。ちなみに、全国的にこの教育民生使っているところ、あるいは文教厚生を使っているところ、件数と比率ですね、その辺がいかほどなのか。特別委員会等でそういう議論がきちっとされて、資料も検討されておるなら詳細な報告をぜひお願いいたしたいと思います。

〇議長(三重野精二君) 山村博司君。

○議員(23番 山村 博司君) 8番、西郡議員にお答え申し上げます。

文教厚生の名称ということでございますが、これは事務局のほうとも十分協議を重ねた中で、 厚生部分が抜けるということで教育民生が妥当だろうという事務局の協議の中で、そういう案が 出たということでございます。執行部で出たということでございますので、全国的に何%かとい うことまでについては協議はしておりませんが、私が調べたところによりますと、やはり教育民 生という委員会の名称が多いようにございます。

以上でございます。

- 〇議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) ちなみに、あなたが先ほど観光経済でやった報告書の中では文教厚生なんですよ。行った先の視察先は。全国的にも教育民生ちゅうのは、ほとんどないんですよ。そういうこともいろいろ考えんで、安易にこういうふうに変える提案をするということ自体が、そしてよう聞いてみたら、自分たちで考えたんじゃない。事務局が言うからちゅうことで、何か執行部がそげえ言うたら、何でもかんでもすぐそんとおりするような答弁の仕方をしよったけれども、そういうこっちゃ議会の主体性なんていうのはないですよ。
- 〇議長(三重野精二君) 山村博司君。
- ○議員(23番 山村 博司君) 私がちょっと事務局ということを言いましたけれども、うちの委員会の中でもそういう行財政改革の中でもいろいろ議論を尽くしましたが、福祉というようなことが厚生ですか、いうのが従来から部分が変わるというようなことで、教育民生が妥当だろうという意見に達しました。

事務局の案もある程度参考にしなければなりませんし、やはり私たちだけでは決められない点もございますので、西郡議員が言われるような点もあろうと思いますが、議論はしております。 以上です。

- 〇議長(三重野精二君) 8番、西郡均君。
- ○議員(8番 西郡 均君) 何か厚生の部分がなくなったからなんて平気で口にしよるけど、 民生部門のほとんどが厚生で、今いう厚生労働省、厚労省の厚生がまさにこの部分に当たること で、なくなったのは環境なんで、環境庁は別にあるんですわ。だから、全然なくなってるとこも 何ともないんで、そういう点で言えば、いい加減な調査をしていい加減な判断で思いつきでやる ちゅうのがいかにも露呈したんで、恥ずかしい限りです。答弁は要りません。
- ○議長(三重野精二君) これで、質疑を終わります。

本件については、本日はここまでにとどめ、討論、採決については18日の本会議において行います。

日程第6.報告第7号

日程第7. 報告第8号

日程第8.報告第9号

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第11. 議案第70号

日程第12. 議案第71号

日程第13. 議案第72号

日程第14. 議案第73号

日程第15. 議案第74号

日程第16. 議案第75号

日程第17. 議案第76号

日程第18. 議案第77号

日程第19. 議案第78号

日程第20. 議案第79号

日程第21. 議案第80号

日程第22. 議案第81号

日程第23. 議案第82号

日程第24. 議案第83号

日程第25. 議案第84号

日程第26. 議案第85号

日程第27. 議案第86号

日程第28. 議案第87号

日程第29. 議案第88号

○議長(三重野精二君) 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第7号から日程第29、 議案第88号までの24件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(首藤 奉文君) それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案 理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、認定2件、条例の制定が2件、条例の一部改正が3件、市道路線の廃止が1件、市道路線の認定が3件、補正予算10件、合わせて24件でございます。

それでは、提案理由を順次御説明申し上げます。

最初に、報告第7号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について御説明を申し上げます。

平成20年度において、由布市みらいふるさと基金への寄附金として、合計で5件、138万 5,000円の寄附金があり、基金に積み立てを行いましたので、由布市みらいふるさと基金条 例第8条の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第8号平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、 御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、赤字再建団体に陥る前に財政悪化を早期に防止するための義務づけがなされました。このことから、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付し報告するものでございます。

次に、報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について、御説明を申し上げます。

継続費の精算報告書につきましては、平成19年度に2カ年度の継続費で設定いたしました日 出生台塚原線改良事業が20年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規 定により報告するものでございます。

次に、認定第1号平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、 御説明を申し上げます。

平成20年度の決算に対する認定案件でございまして、会計管理者から水道事業会計を除く由 布市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出され、地方自治法第233条第2項及び地 方自治法第241条第5項の規定に基づき、決算書等の関係書類を監査委員の審査に付しました。 監査委員からは、8月17日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方自治法 233条第3項の規定により、意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第2号平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、御説明を申し上げます。

平成20年度の決算に対する認定案件でございまして、水道事業管理者から由布市の水道事業会計収支決算が提出され、公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算書等の関係書類を監査委員の審査に付しました。

監査委員からは、7月16日付で決算意見書の提出がございましたので、公営企業法第30条 第4項の規定により、意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第70号由布市住民自治基本条例の制定について御説明を申し上げます。

平成17年10月1日に由布市が発足して以来、先人が脈々と築いてきた歴史や文化を大切に しながら「融和・協働・発展」を市政運営の基本理念に据え、新市の一体感の醸成や市政への市 民の積極的な参画と協働の意識高揚に努めてまいりました。

この間、地方分権一括法に基づく大幅な権限移譲や条例制定権の拡大、さらに経済情勢の悪化に伴う収入財源の減少など、由布市を取り巻く社会情勢は大きく変化をしております。

このような中、主権者である市民みずからが自治の担い手として、議会や行政とともにまちづくりを推進することが求められていることから、市民の権利と役割・責務を初め議会、行政の役割や責務といった基本的な事項を明らかにし、市民、議会、行政が一体となった住民自治を大切にするまちづくりを推進するため、由布市住民自治基本条例を制定するものでございます。

次に、議案第71号由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例について、御説明を申し上 げます。

大分県から平成22年1月に権限移譲される旅券申請受付及び交付に係る事務を円滑に行うため、由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金を設置し、その管理に関しての必要事項を定めるため、基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第72号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、国の経済危機対策の一環として新たに創設された農地有効利用支援整備事業に おける地元等の事業者に対する賦課徴収金の負担率を定めるためのものでございます。

次に、議案第73号由布市娯楽レクリエーション地域内の建築制限の緩和に関する条例の一部 改正について、御説明を申し上げます。

湯布院地域に設定されている娯楽レクリエーション地区においては、建築が認められる旅館、ホテルの規模の定めがなく、無制限に大規模な旅館、ホテルの進出が可能となっており、住環境や既存の旅館、ホテルへの影響が懸念されております。

そこで、良好な住環境を維持するとともに、湯布院が目指してきた理念に沿う建築制限となるように条例を一部改正し、娯楽レクリエーション地区内において3,000平方メートルを超える旅館、ホテルの立地を制限しようとするものでございます。

次に、議案第74号由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回、湯布院町上水道において感染症の原因となるクリプトスポリジウム症対策として、紫外線処理による浄水方法を採用することになりました。浄水方法の変更に伴い、既認可の給水量に変更が生じるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第75号市道路線の廃止について、御説明を申し上げます。

庄内町西長宝の市道透内線(延長241メートル)は、新たに市道認定求める高津透内線と路線が重複したため、認定に先立ち廃止するものであり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第76号から78号の市道路線の認定について、御説明申し上げます。

この3議案につきましては、大分県が施工した道路を市へ管理移管することに伴う市道路線の認定案件でございます。路線といたしましては、庄内町西長宝の県道別府庄内線と県道東長宝西線を結ぶ延長927.9メートルの庄内東部集落道を高津透内線として、また庄内町渕の市道瓜生田上々渕線と湯布院町下湯平の県道湯平温泉線を結ぶ延長2,142.8メートルの農道を市道庄内湯平線に、庄内町西長宝の県道別府庄内線と庄内町東長宝の市道長宝団地線を結ぶ延長1,031.5メートルの農道を市道長宝中央線とするものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第79号平成21年度一般会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5億3,745万7,000円を追加し、予算総額を161億5,798万3,000円にお願いするものでございます。

まず、歳入では国庫支出金で特定防衛施設周辺整備事業補助金のSACO分や子育て応援手当給付金交付金など、県支出金では農業施設災害復旧事業補助金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金など、また決算による繰越金や普通交付税の振りかえに伴う臨時財政対策債などが主な財源であります。

次に歳出でございますが、主な事業といたしましては、市内の3地域にインターネットで行政 情報を伝達するための情報通信基盤整備事業、権限移譲による旅券発給事業、湯布院福祉セン ター建設に伴う実施設計委託業務と敷地造成工事費、さらには公園施設台帳整備や農業用施設災 害復旧費などを計上いたしております。

続きまして、議案第80号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ9,756万1,000円を追加し、予算総額を40億9,933万4,000円にお願いするものでございます。

歳入といたしましては、平成20年度繰越金の決定及び平成20年度療養給付費交付金の精算による増額、また基金繰入金の減額及び国民健康保険税の調定額等見直しによる減額が主なものとなっています。

歳出につきましては、平成21年度療養給付費等負担金等の精算に伴う返納金の増額及び平成20年度前期高齢者交付金の返納額が平成22年度に生じるため、その精算分を基金積立金とし

て増額。また、平成21年度介護納付金負担金額の確定による減額が主なものでございます。

次に、議案第81号平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2,856万5,000円を追加し、予算総額を5,967万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、平成20年度繰越金の決定による増額によるものでございます。

歳出につきましては、平成20年度分精算による支払基金交付金等の返納金の増額が主なものでございます。

次に、議案第82号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ3,165万円を追加し、予算総額を32億4,771万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金及び前年度繰越金の増額と介護 保険料及び介護給付金の減額が主なものでございます。

歳出につきましては、一般管理費、保険料還付金及び償還金並びに他会計繰出金の増額による ものでございます。

次に、議案第83号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について 御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ415万4,000円を追加し、予算総額を3億7,889万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、平成20年度分繰越金の決定及び後期高齢者保険料滞納繰越分の収納見込み額の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第84号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ785万9,000円を追加し、予算総額を2億6,968万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の確定及び県の補償費でございます。

歳出の主なものといたしましては、県道改良工事に伴う水道管移設工事費及び繰越金の確定に よる基金積立の増額でございます。

次に、議案第85号平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明申し上げます。 今回の補正は、歳入歳出額をそれぞれ4万6,000円減額し、歳入歳出額の総額を1,167万2,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の確定による減額でございます。

歳出につきましては、公共下水道基金積立金の減額でございます。

次に、議案第86号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ148万2,000円を追加し、予算総額を1億2,075万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額でございます。

歳出につきましては、施設管理費の増額と平成20年度決算による繰越金の増額を基金積立に するものが主なものでございます。

次に、議案第87号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ48万4,000円を追加し、予算総額を1億4,237万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、平成20年度繰越金の増額と一般会計繰入金の減額によるものでございます。

歳出につきましては、備品購入費の増額によるものでございます。

次に、議案第88号平成21年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明を 申し上げます。

今回の補正は、収益的事業としては、湯布院の広徳水源使用負担金更新による負担金の増額及 び過年度分水道料金還付金による特別損失の増額が主なものでございます。

資本的予算では、収入として市の一般会計補助金の増額及び過年度分損益勘定留保資金より補 てんするものでございます。

歳出としては、湯布院川上水源地施設への管理道及び導水管布設地の市への無償譲渡に伴う分 筆測量委託費でございます。

また、21年度の市単独事業として予算可決されておりました紫外線設備設置工事が、平成22年度の国庫補助事業として採択される見込みとなったための工事費の減額、さらには市水道川北水源の集水区域の民地について、水源保護の観点から用地購入が必要となったための用地購入費等が主なものでございます。

以上で、私からの提案理由の御説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部長、課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、

よろしくお願い申し上げます。

あとちょっと訂正をさせていただきますが、議案第84号の説明で87号と読み違えましたので訂正をさせていただきます。

「発給等事務証紙等購入基金」というふうに申し上げたそうでありますが、「購買基金」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

**〇議長(三重野精二君)** 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程され提案理由の説明がありました報告第8号、認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。代表監査委員。

**〇代表監査委員(佐藤 健治君)** 代表監査委員の佐藤です。それでは、議題に沿いまして順次報告をさせていただきます。

まず、健全化判断比率に係る関係でございます。平成20年度由布市健全化判断比率及び資金 不足比率の審査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条により、審査に付されました。 審査の方法は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を適正に作成したかどうかを関係書類と調査照合し、関係職員から説明を聴取して実施いたしました。

審査の結果は、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。その比率については、実質公債費比率12.2%で昨年より1.1ポイント、将来負担比率78.5%で昨年より14.2ポイントとなっております。いずれの比率も昨年より改善されております。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれの比率も赤字額がないため比率はございません。資金不足比率についても、実質赤字比率、連結実質赤字比率同様、資金に不足が生じておりませんので比率はございません。

以上でございます。

次に、認定1号です。平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についての審査の状況報告をさせていただきます。

まず、報告を申し上げる前に、ちょっと訂正箇所がございますので、訂正方をお願いいたしたいと思います。2ページですが、一番下の欄の(2)のところです。一般会計歳入歳出決算概要でございます。その表の中に、歳出総額Bという欄がございますが、一番右端にございます、対前年度増減額、三角で865億3,738円でございますが、大変済みません。単位が円になっております。済いません。そこの「8」の数字が「5」と間違っております。(「8が二つある」と呼ぶ者あり)5,650万3,738円としていただきたいと思っております。大変済いま

せん。8が5となるわけでございます。大変済みません。

それと38ページでございます。38ページをお開きください。上から何行目になりますか、7行目ですか、ここに「前期高齢者支援金が新設され」となっておりますが、ここは「後期高齢者支援金が新設され」、大変申しわけございません。後期高齢者となるわけでございます。大変失礼をさせていただきます。(「前期高齢者交付金のところの構成比率が出てないよ。どんなか」と呼ぶ者あり)

それでは、平成20年度由布市一般会計及び特別会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。 審査の対象は、一般会計及び国民健康特別会計外7つの特別会計です。審査の方法は、審査に 付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並 びに基金の運用状況について、関係帳簿との照合により係数の確認を行うとともに、予算の執行 状況、財産、基金の管理状況、決算の内容について関係職員から説明を聴取し、審査を実施いた しました。

審査に対しましては、関係職員の方々に御協力をいただきましたことを、この場をお借りして お礼を申し上げます。

審査の結果については、由布市の平成20年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに 附属書類等は、関係法令に準拠して作成されておりまして、表示の計数は関係諸帳票及び証拠書 類と合致しており、妥当であると認められました。また、各会計、歳入歳出予算も適正に執行さ れていると認められました。

まず、一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入が241億7, 296万9, 769円、歳出は231億1, 921万8, 829円となっており、前年度に比べてそれぞれ41億1, 315万7, 344円、42億922万133円減少いたしました。

また、これを歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支で見ると、9億4,450万7,596円の黒字となっております。この総計決算のうち、一般会計の歳入は156億1,912万4601円で、昨年度に比べて4,766万7,540円、歳出は149億9,604万3,087円で、5,650万3,738円といずれも減少いたしました。

次に、特別会計について見ますと、歳入歳出とも大幅に減少いたしました。これは、老人保健制度から後期高齢者医療保険制度へと移行されたことが最も大きな要因でございます。しかしながら、8つの特別会計すべてに対して一般会計から繰り入れがなされております。今後も歳出の抑制に努め、特別会計の独立性に留意した財政運営が望まれます。

次に、普通会計における主な財政指標について見ますと、財政力指数は0.50%で、前々年度と比べて0.01ポイント、経常収支比率は93.1%、前年度に比べて2.8ポイント、公債費比率は10.3%で、前年度に比べて2ポイントといずれの指標も前年度より改善されており

ます。今後も指標が改善されるよう、注視していただきたいと思っております。

一般会計の市債の発行残高は、162億1,913万1,000円で、前年度に比べて6億5,019万5,000円減少しています。景気が低迷する中、残高が減少し続けていることは努力のあらわれであり、大変喜ばしいことであります。今後も新たな市債の発行には極力抑え、長期的な展望に立った適切な償還を行うよう要望します。

財産については、おおむね適切に管理されております。引き続き効率的、効果的な管理運営に 努めていただきたいと思います。

今回の決算審査の報告に当たり、次の3点についてさらなる取り組みをお願いいたします。

1点目は、住宅の使用料や保育料の収入未済額が増加しており、大変憂慮すべき事態となっていることです。住宅使用料の滞納は、入居待ちしている待機者が多数ある中で、大変公平性を欠いでいると思っております。早急に明け渡しを求めるなど、法的措置を講じ適正な運営に努めるよう求めます。

また、現行の各庁舎の担当者が通常の業務を行いながらの徴収では、効果が見込めないのが事実です。徴収体制の抜本的な見直しを行い、全庁を挙げて滞納整理事務の執行に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、市税の徴収率が昨年に比較して1.66ポイント悪化し、不納欠損額は291万6,000円増加しています。景気の低迷も影響していると思われますが、あらゆる方策を講じて収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

3点目は、農政課の所管する浦健牧場を初めとした事業に課題が山積していることです。早急に対応していただきたいと思います。

最後に、平成20年度は43年ぶりに大分県で国体が開催され、由布市においてアーチェリーやライフル射撃など、5競技が開催されました。大会は成功をおさめ、選手を初め応援者や役員、報道関係者など由布市を訪れた人々に温泉や郷土料理を堪能してもらうことができました。この国体が契機となって由布市の観光地や特産品が他県の多くの人に知られたことは、地域振興につながるものと期待しております。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は今後も厳しさを増し、ますます進むであろう少子 高齢化は、日本社会全体に暗い影を落とすことが予想されている。

そのような中、依然として厳しい財政状況のもとに執行された平成20年度予算は、経費の節減に努めた諸施策に取り組んでいることがうかがえます。これからも効果的な予算の執行、財政の効率化と経費節減の努力を怠ることなく、財源の安定確保を図り、多様化する市民ニーズにこたえ、まちづくりに一層の努力されるよう要望いたします。

以上、決算審査の報告でございます。

次に、水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

審査の方法は、審査に付された決算及び附属書類について、会計諸帳簿と照合し、関係職員から説明を聴取し計数の分析等を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果は、審査に付された決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数 は正確であり、会計諸帳簿と合致しており、適正妥当と認められました。

続いて、平成20年度の業務の状況について申し上げます。

年間給水量は431万2,212立方メートルで、19年度と比較すると8万7,889立方メートル、率にすると2%の減少となっております。給水量に対する有収水量の割合を示す有収率は76.3%で、これを前年度に比べて4.2ポイント下落しております。漏水の早期発見、早期改修、老朽化の更新等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

経営の状況について申し上げます。

供給単価と給水原価が3年連続して逆転しております。この差が拡大した結果、経常利益もマイナスとなりまして、総収益4億8,867万1,000円に対し、総費用4億9,861万3,000円で、差し引き994万2,000円の純損失となり、由布市発足以来の赤字決算となりました。このように黒字が確保できない状況が続きますと、水道事業の永続性を損なうこととなります。このような状況を重く受けとめていただいて、企業誘致や定住促進など、水道利用者を増加させる方策を講じていただきたいと思います。

次に、水道料金の徴収について報告いたします。

水道料金の徴収率が悪化しており、19年度と比較して1.82ポイント下落しています。昨秋来伝えられております経済情勢の悪化が影響していることと思われますが、水道料金の収入の根幹をなすものであり、収納率の向上に努めていただきたいと思っております。また、90名に対して622件、185万円の不納欠損処分を行っておりますが、受益者負担の公平性を確保するためにも、不納欠損処理に当たっては厳格に適用し、納付誓約書の徴取や給水停止などの措置を講ずるなど、引き続き未収金の回収に努めていただきたいと思っております。

最後に、今後の水道事業の運営に当たっては、設備の維持管理費用の増加や企業債の償還など、 多額な資金を必要とすることが予測されます。今後も極めて厳しい経営環境が続くことが予想されます。水道料金の見直しについても考える必要があると思いますが、なお一層の経費節減と経営改善を適切に推進し、効率的な水道施設の更新や水源確保に努め、持続可能な水道施設の構築を要望いたします。

水道は、市民生活や事業活動を支える重要なインフラであります。引き続き事業の計画的な実施に努め、安全で良質な水の安定供給とより質の高い市民サービスの提供をするよう努力されることを望みます。

以上で報告を終わります。

○議長(三重野精二君) 以上で、平成20年度決算に係る審査の結果報告が終わりました。 ここで暫時休憩をいたします。再開は1時30分とします。

午前11時57分休憩

.....

#### 午後1時30分再開

〇議長(三重野精二君) 再開します。

次にただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

なお、日程第9、認定第1号及び日程第10、認定第2号の詳細説明については、明日3日に 行います。

まず、日程第6、報告第7号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長(相馬 尊重君) それでは、報告第7号の詳細説明を行います。

報告第7号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり議会に報告する。 平成21年9月2日提出、由布市長。

裏面をお開きください。20年度みらいふるさと基金として積み立てを行いました件につきまして、5件の寄附金がございまして、この合計で138万5,000円を基金のほうに積み立てを行ったところでございます。

その内訳としまして、1番、自然環境の保全及び景観の維持再生事業へ充当する寄附金として 2件、102万円の寄附金がございました。

続きまして、2番目から4番目の青少年の健全育成教育環境整備事業、地域文化・伝統の継承 及び育成事業、高齢者地域福祉対策事業についての寄附金はございませんでした。

5番目に、その他目的達成のため市長が必要と認める事業へ3件、合計で36万5,000円 の寄附金がございました。

3番目に、基金の処分についてでございますけども、平成20年度における基金の処分はございません。

なお、報告の中の非公開という部分につきましては、寄附者御本人の意思により非公開とした ものでございます。

以上でございます。

- **〇議長(三重野精二君)** 次に、日程第7、報告第8号について詳細説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(長谷川澄男君) 財政課長です。それでは、報告第8号平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について詳細説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。平成21年9月2日提出、由布市長。

この20年度の決算につきましては、これの健全化判断比率の意見書に先ほど代表監査委員が 説明いたしましたが、それには19年度との対比も出ておりますが、昨年度と比較をしまして数 値的には改善されたというような結果になっております。

この健全化判断比率でございますが、1から4まで4つの項目ございますが、いわゆる標準財 政規模に対する割合というふうになっております。

1番目の実質赤字比率、これにつきましては、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する 比率ということで、黒字であることから当該数値はないということです。

なお、イエローカードといいますか、早期健全化判断比率が右側に書いてございますが、これ については13.39%ということになっております。

続きまして、②の連結実質赤字比率についてでございますが、これは一般会計と公営企業に係る特別会計以外の会計でございます国保、老人保健、後期高齢者医療、それから介護保険、この4つの特別会計については、実質収支比率が対象になります。

それから、法適用企業の水道事業会計と法非適用企業の簡易水道、公共下水、それから農業集落排水、健康温泉館、この特別会計につきましては、資金不足比率が対象になります。これらの実質収支額と資金不足額の合計の金額に対する標準財政規模の割合といいますか、これが黒字であるということから、この部分についても当該数値はないというふうになっております。早期健全化基準については、18.39%となっております。

次に、実質公債比率でございますが、これについては一般会計が負担をいたします元利償還金、それからこれに準ずる元利償還金の標準財政規模に対する割合ということで、12.2%となっております。早期健全化基準25%と比較しますと、これを下回っているということで、また19年度と比較しても13.3%から1.1ポイント下がったということで、改善された数値となっております。

それから、将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債のこれの標準財政規模に対する比率ということで、78.5%となっておりまして、早期健全化基準が350%ということで、これと比較しても下回ってるということで、また19年度と比較しても92.7%から14.2ポイント下がり改善されたということです。

この3番目と4番目の実質公債比率、それから将来負担比率、これが前年度よりも改善されたという理由につきましては、繰り上げ償還を行ったことが主な理由となっております。

次に、資金不足比率でございますが、これについては公営企業ごとの資金不足額の事業規模に

対する比率となっておりまして、ここに書いてございますように、水道事業会計、それから簡易 水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、健康温泉館事業特別 会計、いずれの会計においても資金不足がないということから、当該数値はございません。

イエローカードでございます経営健全化基準は、いずれも20%ということでございます。 報告第8号につきましては、以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第8、報告第9号について詳細説明を求めます。財政課長。
- **○財政課長(長谷川澄男君)** 続きまして、報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続事業が終了したので、これを報告する。平成21年9月2日提出、由布市長。

次のページに、精算報告書を載せてございます。冒頭申しましたように、継続費に係る継続年度が終了したことから、今回精算報告書を議会に報告するものでございます。

この事業につきましては、19年度の12月議会で19、20の2ヵ年度の継続費ということで上程をいたしました。日出生台塚原線改良、19年度国債でございますが、この事業でございます。財源につきましては、国庫補助金の防衛の障害防止事業補助金、これが6,867万8,000円、それから、一般財源が1,074万8,000円ということで、この全体計画のとこでございますが、そのような予算に対しまして、そこの真ん中に実績がございますが、実績額は支出済額が7,109万976円ということで、一般財源が1,074万8,000円の予算に対しまして、241万2,976円の支出ということで、これの差といいますか、833万5,024円の残というふうになっております。

事業の概要につきましては、19年度が道路や地盤等の改良工事と舗装工事を、それから 20年度におきましては、のり面と防護柵の改良工事及び舗装工事を実施したようになっており ます。

報告第9号につきましては、以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第11、議案第70号について詳細説明を求めます。総合政策課長。
- ○総合政策課長(相馬 尊重君) それでは、議案第70号の詳細説明を行います。

議案第70号由布市住民自治基本条例の制定について、由布市住民自治基本条例を次のように 定める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由、分権社会にふさわしい自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、自治の主体である市民、市民の信託に基づく議会及び市長のそれぞれの役割並びに市政運営に関する基本的な事項を定め、市民の参画と協働によるまちづくりの推進を図るためでございます。

次に、1ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、前文でございます。前文では、条

例制定に当たっての背景や基本的な考え方をわかりやすくあらわしたもので、情報の共有と参画、協働による市民が主役のまちづくりを進めるために、この条例を制定することを述べております。 次に、第1条でございます。ここでは目的を規定しておりまして、住民自治の実現を図るため、 市民、市長、議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにすることを目的として、この条例を定 めることといたしております。

次に、第2条でございます。用語の定義でございます。この条例で使用する用語の中で、特に 共通の認識を必要とする用語について定義を設けております。特に、市民につきましては、由布 市内に住所を有する人ということで限定をいたしております。また、市民等ということで、市民 並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人、もしくは団体をいうと いうことで、この辺の定義を明確にしたところでございます。

次に、第3条でございます。条例の位置づけでございます。この条例がまちづくりの原則を示すものとして位置づけられて、他の条例の制定、改廃の際にこの条例を尊重する旨を規定しております。

また、この条例の目的を達成するために、必要に応じて関係する条例の制定や条例の見直し等の整備に努めることを規定しております。

次に、第4条でございます。基本理念でございます。まちづくりの基本理念として、参画と協働を基本とすることを明示しております。

次に、第5条基本原則でございます。人権の尊重の原則、男女共同参画の原則、情報共有の原則、これを原則とするということを規定しております。

次に、第6条でございます。ここでは市民等と事業者の権利を規定しております。市民及び事業者が自発的にまちづくりに参画し、またコミュニティーに参加、活動する権利を有する等を規定しているところでございます。

次に、第7条でございます。第7条は、市民等と事業者の役割と責務について規定をしております。市民と事業者の役割責務として、憲法に規定されてる納税義務を初め、まちづくりへの参画や自治への貢献に努めることなどを規定しておるところでございます。

次に、第4章に入ります。第8条でございます。ここでは、議会の役割と責務を明確にしているところでございます。

次に、第9条でございます。第9条では、議員の役割と責務を明確にしております。前条の第8条で定めた議会の役割を果たすために、議会を構成する議員の皆さんの責務と役割を明確にして、議会機能の充実を規定しております。

次に、第5章で市長の役割と責務で、第10条になりますけども、ここでは市長の役割と責務 を規定しております。市民から直接選挙によって市政を託された市の代表者として、地方自治法 に基づき市長の基本的な役割と責務を規定しております。

次に、第11条、市及び職員の役割と責務を規定しております。まちづくりの基本理念である 参画・協働を実現するための市の執行機関及び市の職員の役割と責務を規定したものでございま す。

次は、第6章、第12条でございます。市政運営について規定しておりまして、市政運営の基本として市民の要望に的確に対応できるよう、総合的な行政サービスに努めることを規定しております。

第13条、総合計画でございます。市は計画的な市政運営のために総合計画を策定し、他の計画の策定に当たっても、総合計画を基本とするということを規定しております。

次に、第14条、情報共有の推進でございます。まちづくりの基本原則である情報共有を推進するために、市の有する情報を積極的な公開及び提供をすること、さらに情報の収集活用に努めることを規定しているものでございます。

次に、第15条、個人情報の保護でございます。前条での情報の公開・提供が推進していかなければなりませんけども、反面個人情報保護法に基づき、市が収集、利用・管理する個人情報は、 厳重に保護されなければならないことを規定しております。

第16条、評価の実施と公開でございます。市が市民に対する説明責任を果たすとともに、住民ニーズの変化に的確に対応した施策が展開できるようにするため、各事務事業について評価をすることを規定したものでございます。

次に、第17条、財政運営でございます。財政の適正かつ効率的な運営のために、予算の編成・執行に関する基本事項を規定したものでございます。

第18条、行政手続でございます。行政運営において公平の確保と透明性の向上を図ることで、 市民の権利、利益を保護するということを規定しております。

第7章に入ります。第19条でございます。市内外の人々及び交流者との連携でございます。 まちづくりに際して、市内外の人々や市を訪れる人の意見等も取り入れながら、課題解決と交流 を深めることを規定しております。

第20条、国・県・他の自治体との連携でございます。由布市が自治体として国や県並びに他の自治体と連携して広域的課題の解決に取り組むことを規定しております。

第21条、国際交流でございます。国際感覚豊かなまちづくりを推進するとともに、新たな発展の可能性を求めて国際交流に努めることを規定しております。

第8章に移ります。第22条、計画等への市民参画でございます。まちづくりに関する重要な 条例や計画について、さまざまな手段、方法により市民の意見が反映されるよう努めることが規 定されております。 第23条、パブリックコメントでございます。参画・協働の具体的な方法として、まちづくりに関する重要な条例、計画について事前に市民に公表し、意見を求めることを規定しております。 第24条、協働のまちづくりでございます。コミュニティーを市民の立場からの協働の中心に位置づけ、相互扶助や生活環境の維持など、5つの活動内容を示して協働によるまちづくりを推進することを規定しております。

第25条、住民投票でございます。間接民主制の地方自治において、これを補完する、または 充実させる制度として、議会の同意を得た上で住民投票が実施できる旨を規定しております。

第26条、環境・景観の保全、形成でございます。先人が守り、築いてきた貴重な市の財産である環境・景観の保全、形成について、環境基本法や景観法等の定めに基づいて市の責務と市民、 事業者の役割を示したものでございます。

次に、最後第27条です。条例の検討及び見直し。この条例を制定後も、この条例について常 に検証を行いながら、必要な見直しを行うことを規定したものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するといたしております。 以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第12、議案第71号について詳細説明を求めます。総務部長。
- ○総務部長(吉野 宗男君) 議案第71号の詳細説明を行います。

由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について、由布市一般旅券発給等事務証 紙等購買基金条例を次のように定める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、一般旅券発給等事務証紙等の購買に係る基金を設置するためでございます。

次ページをお願いいたします。由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例についてでございますけども、今回一般旅券、いわゆるパスポートの発給等に関する事務につきまして、平成22年1月1日から県より移譲を受け、実施することになっております。旅券を受給する際に、大分県の収入証紙及び収入印紙等をもって支払うこととなっておりますことから、利用者にとって窓口で証紙等を購入できるほうが便利であることから、証紙等の売りさばきを行えるよう、証紙等を購入するための基金の条例を設置するものでございます。

条例の内容につきましてですが、第1条では基金の設置を規定いたしております。第2条では 基金の額を規定いたしております。第3条では基金の管理、第4条では証紙、印紙の購入計画、 第5条には運用益金の処理、第6条は基金の設置目的を達成するため、経費の財源に充てる場合 の処分を規定しております。第7条には、条例に定めるもののほか基金の管理に関して必要な事 項は別に定めるといたしております。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するといたしております。 以上で詳細説明を終わります。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第13、議案第72号について詳細説明を求めます。産業建 設部長。
- **○産業建設部長(佐藤 省一君)** 産業建設部長です。議案第72号につきまして説明をいたします。

議案第72号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例(平成17年条例第161号)の一 部改正する条例を次のように定める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由。新規土地改良事業施行に伴う経費の賦課徴収のため。

次ページをお願いします。今回の改正は、経済危機対策の一環といたしまして本年度より平成23年度まで実施されます農地有効利用支援整備事業における地元負担金を徴収するための条例改正でございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。改正案、第2条(5)に農地有効利用支援整備事業、「事業費の100分の15以内」を加えております。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第14、議案第73号について詳細説明を求めます。産業建 設部長。
- ○産業建設部長(佐藤 省一君) 議案第73号について説明申し上げます。

議案第73号由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正について、由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例(平成17年条例第198号)の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由。娯楽レクリエーション地区内における旅館、ホテルの規模の制限を行うためです。

新旧対照表をあけていただきたいと思います。今回の改正は、由布市娯楽レクリエーション地 区内について、現在大規模な旅館、ホテルが無制限に進出可能になっております。今後良好な住 環境を維持するために、旅館、ホテル等の立地を制限する条例改正でございます。

趣旨第1条においては、語句の明確化を行っております。「娯楽レクリエーション地区内」を「別表に定める娯楽レクリエーション地区内」に改めております。建築物の制限の緩和、第2条につきましても、語句の明確化を行っております。地区内においては、旅館、ホテル本体のみならず、これらに附属する建築物の建築制限も緩和を行っております。附属建築物の緩和されてる旨を明確化と、「模様替え」の文言を基準法に従い「模様替」、平仮名の「え」を取り除いております。

同条2項につきましては、地区内につきましては旅館、ホテルの規模の制限が行われておらず、 第1種住居地域よりも規制が緩やかであるという逆転現象が生まれているため、第1種住居に準 じ延べ面積を3,000平方メートル以下とする規定を追加しております。

同条3項は、第2条1項において附属建築物の建築緩和を明確にしたことに伴い、緩和対象とならない附属建築物を明記する条項を追加しております。本条項を追加し、緩和対象とならない 附属建築物の明確化を行うものでございます。

それから、同条4項につきましては、建築制限の緩和条項の適用除外を規定することが主旨で ございますが、適用除外対象の条項の明確化をするためにも、文言の修正を行っております。

それから、既存建築物等の取り扱い、第3条につきましては、文言の修正を行っております。 第2条の条項構成が変わったことに伴い、文言の修正を行い、語句の明確化を行っております。

別表(第1条関係)につきましては、本則第1条の規定を改正し、条例の適用範囲を明確にすべく別表を加えております。

前のページに戻っていただきたいと思います。附則ですが、この条例は平成21年10月1日 より施行する。

附則第2項につきましては、改正条例施行の際に既に存在する3,000平方メートルを超えてるホテル、旅館につきましては、この条項の規定を適用せず、違反物件として扱わない旨を規定しております。

附則3項につきましては、既存の旅館等の増築につきまして規定しております。改正条例施行時の延べ面積が3,000平方メートルを超えるものにつきましては、延べ面積に加え300平方メートルの増築が可能であります。改正条例施行時には、3,000平方メートル以下である場合は、3,300平方メートルまでの増築が可能であるとする規定でございます。いずれも増築回数は1回限りとしております。

附則4項につきましては、建替えを行う場合につきまして、建替え後の延べ面積が3,000平 方メートルを超えるものにつきましては、建替え部分の面積は除去部分の面積に0.9を乗じた 面積以下にしなさいという規定があり、3,000平方メートルの延べ面積に徐々に近づけるよ うにした規定でございます。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第15、議案第74号について詳細説明を求めます。産業建設部長。
- **○産業建設部長(佐藤 省一君)** 議案第74号につきまして説明いたします。

議案第74号由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について、由布市水道事業の設置 に関する条例(平成17年条例第203号)の一部を改正する条例を次のように定める。平成 21年9月2日提出、由布市長。

提案理由。湯布院町上水道事業の浄水方法の変更による給水量の見直しによる県の既認可の変 更が生じたために、条例の改正を行う。

1ページをお願いしたいと思います。今回の改正は、過去に大腸菌等が検出されました原水につきまして、紫外線処理施設が必要となっております。設置することによりまして、浄水方法の変更、給水量の見直しによりまして変更が生じるための条例改正でございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。第2条4項中、1日最大給水量1万6,160立 方メートルを一日最大給水量1万7,124立方メートルに改めております。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第16、議案第75号についてから、日程第19、議案第78号まで一括して詳細説明を求めます。産業建設部長。
- ○産業建設部長(佐藤 省一君) 議案第75号について説明申し上げます。

議案第75号市道路線の廃止について、市道路線を次のように廃止したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由、新たな市道路線の認定のため。

1ページをお願いします。市道廃止路線につきましては、市道透内線で、庄内町西長宝 505番1地先から庄内町西長宝396番2地先の241メーターで、新たに議案第76号で市 道認定を求める路線と重複するため、廃止するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第76号につきまして説明申し上げます。

議案第76号市道路線の認定(高津透内線)について、次のように市道に認定することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由、農村総合整備事業庄内東部集落道移管に伴い、市道として管理するため。

次ページをお願いします。路線名につきましては、市道高津透内線で、庄内町西長宝 1794番3地先から庄内町西長宝505番1地先までで、議案第75号で廃止路線241メーターに新たに686.9メートルを加え、全長927.9メートルとなっております。この路線につきましては、県が施行いたしました農業集落道を市が管理移管することにより、市道認定でございます。起点につきましては、西長宝県道別府庄内線、県立庄内養護学校上から終点庄内町西長宝、県道東長宝西線、庄内公民館入口付近に出る路線でございます。

続きまして、議案第77号について説明申し上げます。

市道路線の認定(庄内湯平線)について、次のように市道に認定することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由、農林漁業用揮発油税財源身替農道移管に伴い、市道として管理するため。

次ページをお願いいたします。路線名につきましては、市道庄内湯平線で、庄内町渕3524番1地先から湯布院町下湯平843番2地先までの延長2,142.8メートルとなっております。

この路線につきましても、県が施行しました農免道路を市が管理移管することにより、市道認 定でございます。

起点部につきましては庄内渕で、湯布院町と庄内町の境に境谷川っていうのがあるんですが、 そこにかかっております庄内湯平大橋の付近から、終点といたしまして湯布院町畑宝勝寺下まで となっております。

次に、議案第78号について説明申し上げます。

市道路線の認定(長宝中央線)について、次のように市道に認定することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成21年9月2日提出、由布市長。

提案理由、農林漁業用揮発油税財源身替農道移管に伴い、市道として管理するため。

次ページをお願いいたします。路線名につきましては、市道長宝中央線で、庄内町西長宝 1795番3地先から庄内町東長宝663番3地先までの延長1,031.5メートルとなっております。この路線につきましても、県が施行いたしました農免農道を市が管理移管することにより、市道認定でございます。

起点部につきましては、西長宝県道別府庄内線、県立庄内養護学校上より議案第76号につきましては、左の方向にいったんですが、今度は反対、右のほうにいきまして、終点部といたしましては、市道長宝団地線を結ぶ路線でございます。この路線につきましては、平成23年度に櫟木トンネル付近を結ぶ路線となります。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第20、議案第79号について詳細説明を求めます。財政課長。
- **〇財政課長(長谷川澄男君)** 財政課長です。それでは、私のほうから議案第79号平成21年度 由布市一般会計補正予算(第4号)について詳細説明をいたします。

平成21年度由布市一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,745万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億5,798万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それから、次は債務負担行為の補正ということで、第2条債務負担行為の追加は、「第2表債 務負担行為補正」による。

それから、地方債の補正ということで、第3条地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補 正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

それでは、まず第2表のほうから説明をいたしますので、6ページをお開きください。第2表が債務負担行為の補正ということで、追加となっております。事項につきましては、議会の中継業務ということで、期間が平成22年度から平成25年度まで、限度額は2,100万円でございます。

この議会中継につきましては、今年度の委託料を歳出の1款の議会費に計上しておるとこでございますが、この業務につきましては、委託期間、それと予算とが複数年に及ぶということで、 債務負担行為を設定するものでございます。限度額につきましては、総額から今回の補正予算に 計上した額を除いた金額となっております。

次に、7ページに移りまして第3表の地方債の補正、この中で追加でございます。起債の目的 が合併特例事業債ということで、地域情報通信基盤整備促進事業ということで、限度額が 7,690万円ということでございます。

これにつきましては、インターネットで行政情報を伝達するための情報基盤整備事業ということで、これにかかわる事業費につきましては、後ほど説明いたしますが、2款の総務費の電子計算費で計上しておるところでございますが、このうち国庫補助金を除きました額に対して、合併特例事業債の借り入れを行うというものでございます。

続きまして、8ページの同じく地方債補正の変更でございますが、まず起債の目的としまして、第1点が臨時財政対策債、これにつきましては、現在の補正前の限度額4億7,440万円から今回2億6,189万4,000円を増額しまして、補正後が7億3,624万9,000円というものに変更するものでございます。

この臨時財政対策債につきましては、普通交付税との絡みがございますので、それも含めて御説明いたしますと、省略して申しわけありませんが、この臨財債は国の地方交付税の財源不足を補うというために、平成13年度から地方債の特例ということで発行されてきたものでございます。特定財源じゃなくて、一般財源扱いとされておりまして、実質的な地方交付税とされております。

普通交付税の金額につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額でございますが、その手順としまして基準財政需要額からまずこの臨時財政対策債、これを先に控除し

まして、その後に基準財政収入額、これを差し引きまして、これが普通交付税ということで算出をしております。このため、臨時財政対策債、これが振りかえが大きいほど普通交付税が小さくなるということになります。

今年度は地方交付税全体の財源不足ということが拡大したことから、臨時財政対策債が拡大をいたしました。先般、県のほうでも発表がございまして、その中で由布市の交付税の伸びが県内でかなり低かったわけですが、この理由としましては、基準財政需要額、この需要額の中で起債償還等の公債費が他市と比べて余り伸びなかったというか、低かったこと。それから、生活保護費等も下がったということで、いわゆる需要額が余り伸びなかったこと、それから、基準財政収入、この額についても景気低迷から県内のほとんどの市町村が減額となる中で、由布市の減少率は収入の落ち込みが少なかったということで、このような理由から普通交付税では約1億5、200万円程度減額となりましたが、この臨時財政対策債につきましては、2億6、189万4、000円の増ということで、差し引きでは1億945万8、000円の増となっております。

それから、次の合併特例事業債でございますが、これは林道大分中部線の舗装事業がこの中で 委託料が増となったということで、地方債の変更でございます。

それから、借換債、この分が今回ゼロということで減額になっておりますが、これにつきましては、繰上償還の財源として市債の借り入れを予定をしておりましたが、借り入れをせずに減債基金から繰り入れを行うということに変更した関係で、減額としております。

それでは、歳入歳出の事項別の明細ということで、11ページをお開き願いたいと思います。まず、10款の地方特例交付金、この分でございますが、今回補正額は減額ということで地方特例交付金だけでは2,049万9,000円の減、それから、減収補てん特例交付金で2万8,000円減となっております。上の段の地方特例交付金、これの分については、児童手当に係る特例交付金、この分が当初の見込みよりも減となっております。

ちょっと冒頭にお知らせしておきますけど、前から言っておりました公共投資の臨時交付金、 これが現時点でまだ正式に交付金の内示がございません。このことから、この臨時交付金の分に かかわる補正は、今回は計上いたしておりません。

それで、今回主な交付金関係では、緊急雇用とふるさと雇用、この分の交付決定を受けまして 財源変更を行っているというものが主なものでございます。

次に、11款の地方交付税、これは先ほど申しましたように、1億5,243万6,000円の 減額ということで、普通交付税が減となりました。それから、13款の分担金負担金につきまし ては、主なものはそこに書いてますように、耕地の災害復旧事業の分担金、これが大きなもので す。あとその下の2節の中で滞納繰越分というのがございますが、これは耕地災害と農業施設の 分、これが20年度の決算に伴いまして滞納繰越分を今回計上いたしております。 それから、次のページをお開き願いたいと思います。その中で15款の国庫支出金、その中で国庫補助金の中の総務費の国庫補助金、ここで特定防衛施設周辺整備事業4,950万円でございますが、これはいわゆるSACO分といいますか、SACO分については総額は9,000万円ございますが、このうち定額分が55%で4,950万円、残りの45%が4,050万円になりますが、これは米軍の訓練が実施されたときに、翌年度に交付されるというふうになっております。今回の分は、だから定額分ということで4,950万円となっております。

それから、合併対策事業費の補助金ということで3,900万円、これは国の合併にかかわる 補助金の分でございます。これも後ほど説明をいたします。

それから、先ほど地方債でございましたが、地域情報通信基盤整備推進交付金ということで 2,700万円が、これが新規でございます。

次に、その下の民生費に移りまして、その中で子育て応援手当の給付金の事務費、それから給付金本体の分でそれぞれ222万2,000円と3,312万円ということで、これも後ほどございますが、子育て応援手当の給付金に100%国のほうから来まして、これを支出するというものでございます。これにつきましては、2回ほど今まで交付しておりますが、今回はまたそれの2回に重複しないというんですか、対象者が、そういう方を対象に交付いたします。

それから、衛生費の国庫につきましては、女性特有のがん検診ということで、子宮がん、乳がん検診の補助の分が533万5,000円となっております。

それから、ずっといきまして一番下の16款の県支出金の総務費の県補助金、これの中で一番下に電源立地対策交付金、これ湯布院のほうに来る分で、450万円ということで今回この分を予算計上いたしております。

それから、次の14ページが民生費の補助金ということでございますが、その中で14節の児童福祉費補助金で、保育所の緊急整備事業ということで1,326万6,000円、これが新規となっております。

それから、あとは8目の災害復旧費県補助金、これはいわゆる農業施設の災害復旧事業の補助金ということで、5,903万1,000円ということでございます。

それから、労働費9目の労働費県補助金、この分がふるさと雇用の再生特別交付金ということで、これきょうちょっと冒頭全員協議会でお断り申し上げたんですが、ちょっとこの分が間違ってたということで、ここの歳入の特別交付金については、730万円間違いなく入れてたんですが、歳出の分で特財の内訳がちょっと間違ってたということでございます。今回その分でふるさと雇用と、その下にございますが、緊急雇用の分を補正をいたしております。

それから、16款の3項の県委託金、これは先ほどパスポートの件ございましたが、この分で 旅券の発給申請の事務費ということで、92万1,000円が県のほうから委託金で来るように なっております。

それから、17款の財産収入で、1目の不動産売り払い収入、この中で大きなものとしましては、2節の立ち木の売り払い収入、この分が267万9,000円ということで、細かく言えば庄内の分が266万6,000円、渕の分ということでございますが、これは一応このまま入って、後ほど歳出で説明しますが、地元の方に5割給付ということになります。

それから、湯布院の分が立木補償、金額はわずかですが、1万4,000円入りまして、これの分をまた9割地元交付ということになっております。

あと19款の繰入金につきましては、老人保健と介護保険と後期高齢者の特会からの繰入金で ございます。

16ページの基金の繰入金でございますが、財政調整基金については、9,420万4,000円 減額しておりますが、これはいわゆる今回の補正の歳入歳出の差し引きということで調整をして、 財調の繰り入れを減額したということでございます。

それから、減債基金につきましては、先ほど地方債で御説明いたしましたが、借換債をやめるということで、この分で5,720万円を減債基金から繰り入れるということです。

それから、地域振興基金につきましては、福祉センター、これの分の設計と造成工事ということで3,280万円、この分を繰り入れしております。

それから、子育て支援の特別対策基金530万円ですが、これは保育所の施設整備、この分で530万円を繰り入れるということになっております。

それから、繰越金につきましては決算に絡んできますが、20年度決算が確定したということで、今回5,683万8,000円、累計で2億5,683万8,000円ということになります。

それから、諸収入につきましては、特に農政課の分が1,626万円ということで大きゅうございます。これにつきまして、その中で特に大きいのが農地集積加速化促進事業ということで、この分は1,125万円程度ございます。

22款の市債につきましては、先ほど地方債の補正で追加と変更ですか、その分の説明をしたとおりでございます。

続きまして、歳出に移りまして18ページでございますが、1款の議会費につきましては、議会中継にかかわる分ということでございます。

それから、あと2款以降共済費の分が補正がございます。これは、一応掛金が長期給付に係る 掛金が改定ということで、この分は今回補正をいたしております。

それから、5目の財産管理費の中で不動産鑑定が上がってますが、これは市有地を売却するということで、それに伴いますところの鑑定料ということでございます。

それから、その下の19節については、さっきお話ししました立木の入った財産の売り払い収

入の分を、また地元のほうに交付する分でございます。

それから、7目の電子計算費、これはさっきお話ししましたが、地域情報の通信基盤整備という分の事業でございます。国庫が特定財源の内訳は国庫と起債の合併特例債ということになっております。

それから、9目の地域振興費でございますが、今回の補正が4,593万9,000円ということでございますが、その中で13節の委託料、これにつきましては設計管理費が187万8,000円、これ西石松の交流館、それから畑の公民館、いずれも湯布院ですが、これと鬼ケ瀬の公衆便所、これにかかわる分の設計ということでございます。これはけさお渡ししました工事、それから委託の分で多分内訳が出てるかと思います。

それから、15節の工事請負費については、西石松の交流館と下湯平の畑公民館の改修ということで、この分が4,096万7,000円となっております。財源内訳でございますが、そこで国庫が出てますが、この分の3,000万円、これが先ほどの防衛のSACO分の3,000万円、それから県支出金の450万円につきましては、電源立地対策の交付金の450万円、これを畑の公民館のほうに充ててるような形になっております。

それから、21ページをお願いいたします。3款の民生費に移りまして、その中で1目の社会 福祉総務費、その中で設計監理費が238万3,200円、それから工事請負費が1,500万円 ということで計上されておりますが、設計につきましては福祉センターの実施設計、それから工 事につきましては、敷地造成という部分でございます。

それから、7目の介護保険事務費、ここの分で19節の負補交が1,924万7,000円ということで、この分は地域介護・福祉空間整備等補助金ということでございますが、これにつきましてはグループホーム3カ所と、特養の老人ホーム1カ所のスプリンクラーの整備の補助ということで、1,924万7,000円となっております。

それから、次の22ページをお願いいたします。これにつきましては、特に子育て応援手当の給付金、この分にかかわる給付金本体と事務費が主なものとなっております。さっき申しましたけど、2度実施しておりましたが、20年度版、21年度版ということで2度実施しておりますが、今回の分については国庫が入ってきまして、その分をすべて出すというような事業内容でございます。

対象者としましては、平成18年4月2日から平成22年4月1日までということで、920名の見込みに対して、これの3万6,000円ということで、3,312万円となっております。

それから、次の23ページの一番上段でございますが、2目の児童運営費、ここの中で19節の負補交の一番上の段の保育所等施設整備事業補助金1,989万9,000円につきましては、

保育園、宮田保育園とすみれ保育園の改修ということで、この分の補助事業でございます。これ については、受益者の負担というのも4分の1ございます。

それから、次の24ページの4款の衛生費に移りまして、この中で1目の保健衛生総務費の13節の委託料、検診477万円ということでございますが、これが子宮がん検診と乳がん検診ということで、子宮がんについては20歳から40歳ですか。乳がんについては40から60歳ということで、これに対する分の検診の委託料です。その前段にあります需用費とか役務費等については、この対象者等の印刷代と郵送代というふうな形になっております。

それから、次の一番下にございますが、3項の上水道費の1目の上水道施設整備費、この分が2,671万円ということで補正が上がっております。1つは簡水の特会の分ですが、その下の上水道の特別会計、これにかかわる分の繰り出しが2,797万8,000円、これは先ほど説明が何度もございましたけれど、川北の水源池の用地分と周辺の水源地の周辺の用地購入と、それの管理道路等の部分を対象にいたしております。

それから、次のページに移りまして6款の農林水産業費の3目の農業振興費、ここの部分で19節の負補交の中で学校給食地場農畜産物利用拡大事業補助金300万円でございますが、これにつきましては、学校における食育の推進を図るということを目的に、学校給食におきまして地場産物の活用に努めるということが学校給食法で改正されたということもございまして、これに係る事業の分でございます。

それから、その上から3番目ですか、負補交の3番目の担い手農地集積高度化促進事業補助、これ500万円の減額となっておりますが、国の事業制度の見直しということで、これにかかわる減ということで、これにかわるものとしてその2つ下ですか、農地集積加速化促進事業補助金、これが1,125万円の新規というふうになっております。これについては小規模農家、それから高齢の農家などの農地の所有者が安心して農地をゆだねて、農地が担い手によって集積をされ、取り組みが加速するために農地所有者に補助金を交付。農地の所有する方ですね、この方に補助金を交付して、担い手による農地の集積を図るというものでございます。

それから、その4目の畜産業費の中で、19節の負補交の地域活動支援事業補助金333万3,000円につきましては、牛舎新築に伴う柵及び水中ポンプ設置等のこれに伴う補助金でございます。

次の26ページの2項の林業費の1目の林業振興費、ここの部分で18節の備品購入費 175万5,000円、機械器具となっておりますが、これは竹粉砕機の購入ということでございます。

それから、次の負補交でゆふいんジビエフェア実行委員会補助金50万円というのございますが、これは鹿がふえ続けておりますが、これを捕獲するだけじゃなくて、食用としての利用、あ

るいは商品価値を高めるということを目標にフェアが実施されるということで、これに対する補助となっております。

6款までは以上でございます。

○議長(三重野精二君) ここで暫時休憩をいたします。再開は14時45分とします。

午後2時34分休憩

.....

## 午後2時46分再開

〇議長(三重野精二君) 再開します。

7款から説明を続けます。

**○財政課長(長谷川澄男君)** それでは、引き続きまして7款の商工費から説明をさせていただきます。

3目の観光費、この中で委託料が282万5,000円、地域観光情報発信業務ということで、 今回由布院の観光協会、それから庄内の観光協会、それから湯平の観光協会については追加でご ざいますが、この分の委託業務ということで、財源につきましては先ほど話しましたように、 730万円の県支出金ということになっております。

それから、8款に移りまして土木費の道路維持費の中で13節の委託料の測量設計150万円 につきましては、梶屋挾間線の橋梁下部ですか、これの改修の委託となっております。

それから、次に移りまして28ページの4項の都市計画費、この中で1目の都市計画総務費の13節委託料、まちづくり条例申請台帳管理システム導入ということで、188万3,000円でございますが、これは環境保全条例やまちづくり条例、これまでの事例を探すのに時間を費やしていたということで、これらのデータを入力して検索するシステムを導入するというものでございます。

それから、4目の公園費につきましては、当初都市公園の台帳業務ということで上げておりましたが、都市公園に限らず、これも含めたところの公園全体の台帳整備も行うということで、この分で新たに2,528万円というふうになっております。

それから、9款の消防費に移りまして、2目の非常備消防費、この中で18節の備品購入の庁用器具費267万9,000円ということでございますが、これにつきましては市長のほうからもちょっとお話しありましたけど、機能別消防団、これの活動服の購入ということで、29名分でございます。

それから、10款の教育費の中で3目と4目についての分は、これまで臨時職員雇ってきましたが、これの分で緊急雇用の分の財源の更正ということになっております。

それから、31ページの学校給食費5項の学校給食費の中の委託料については、組み替えとい

うことで委託料の中で廃棄物栄処理業務ということで旧給食センター、前の給食センターの調理 室の備品の処理ということでございます。

それから、32ページでございますが、それの7項の保健体育費、この分で委託料と15節の工事請負費が上がってございますが、この分は湯布院の総合グラウンドのフェンス等の補修ということでございまして、財源としましては国庫支出金は1,950万円上がっておりますが、これは防衛交付金のSACO分、先ほどの4,950万円から3,000万円を除いたこの1,950万円を、この事業に充てるというものでございます。

あとは11款の災害復旧と12款の公債費につきましては、先ほども申し上げましたけど、繰 上償還にかかわる借換債、これを減債基金ということで財源の構成をいたしております。

- 一般会計の補正予算、議案第79号の詳細説明については、以上でございます。
- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第21、議案第80号について詳細説明を求めます。保険課長。
- **〇保険課長(生野 博文君)** 保険課長です。議案第80号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,756万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,933万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

それでは、5ページをお願いいたします。歳入でありますが、1款1項1目の一般被保険者の 国民健康保険税でございますが、平成20年中におきます所得の低下で、税の減収が見込まれま すので、4,144万7,000円を見込み減額いたしております。

5款国庫支出金2項1目の財政調整交付金でございますが、高額療養費特別支給金分といたしまして30万円、2目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、介護納付金分といたしまして247万9,000円。3目の出産育児一時金補助金でございますが、出産育児一時金分といたしまして40万円をそれぞれ増額計上いたしております。

6款1項1目療養給付費交付金でございますが、退職者医療にかかわりますもので、平成 20年度交付金額確定によります増額1,165万4,000円でございます。

6ページをお願いいたします。13款繰入金1項1目の一般会計繰入金でございますが、出産 育児一時金の地方交付税措置分の増額26万6,000円でございます。

2項1目の基金繰入金は、減額の1億9,900万3,000円でございます。

14款繰入金1項2目その他繰入金でございますが、前年度からの繰越金3億2,291万

2,000円を計上しております。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でありますが、2款保険給付費1項1目の一般被保険者療養給付費でございますが、これは特定財源のその他と一般財源の組み替えでございます。

次に、4項1目の出産育児一時金でございますが、今年度の10月から出産される方へ出産育児一時金の増額に伴いますもので、20件を見込みまして80万円の増額でございます。

2目の支払い手数料でございますが、出産育児一時金の国保連合会への事務取扱料といたしまして、1件210円の20件分で5,000円を計上いたしております。

次に、6款1項1目の介護納付金でございますが、平成21年度の介護納付金負担額の確定に伴いまして、2,356万6,000円の減額でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。9款1項1目の基金積立金でございますが、前期 高齢者交付金、支払い基金からの交付金でありますが、平成20年度前期高齢者交付金の精算返 納金が平成22年度におきまして生じますので、その精算分を基金積立金といたしまして 5,000万円を計上いたしております。

11款諸支出金1項3目の償還金でございますが、平成20年度分精算に伴います一般被保険 者療養給付費等負担金等の返納金7,002万2,000円を計上しております。

6目の高額療養費特別支給金でございますが、これは国民健康保険の被保険者で、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間、月の初日が誕生日の方を除きますが、75歳の誕生日を迎えられ後期高齢者医療へ移られた方が一定額を超えて医療費の支払いをされていた場合、医療費の負担増を解消するために、高額療養費特別支給金といたしまして該当者に支給するものでありまして、30万円を見込み計上いたしております。このことにつきましては、平成21年1月1日以降は、それぞれの制度における自己負担の限度額を半分にする措置が講じられておりますので、申し添えます。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第22、議案第81号について詳細説明を求めます。保険課長。
- **〇保険課長(生野 博文君)** それでは、引き続き保険課長です。議案第81号平成21年度由布 市老人保健特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,856万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,967万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

それでは、5ページをお願いいたします。歳入でありまして、5款1項1目の繰越金でございますが、平成20年度繰越金の決定に伴います2,856万5,000円を計上いたしております。次に、6ページをお願いいたします。歳出でありますが、2款諸支出金1項2目の償還金でございますが、平成20年度分交付金等の精算によります支払い基金、国、県への返納分2,551万7,000円を増額計上いたしておりまして、その端数処理といたしまして、1目の還付金で2,000円減額しております。

2項繰出金1目の一般会計繰出金でございますが、これも上記償還金と同様でございまして、 平成20年度精算によります一般会計への返納分305万円を計上しております。 以上であります。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第23、議案第82号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。
- **○健康福祉事務所長(秋吉 敏雄君)** 健康福祉事務所長です。では、議案82号の説明をいたします。

平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ32億4,771万円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

では、5ページをお願いをいたします。1款の保険料につきまして、補正額としまして 3,071万円の減額の補正予算をしてございまして、計4億9,848万円としてございます。 これは、調定の減額によるものでございます。

4款支払い基金交付金の1項の介護給付費交付金でございますが、減額の910万6,000円を減額し、9億1,357万5,000円としてございます。これは、20年度の精算分を21年度の交付金で減額をされるものでありまして、現年度分を減額をしてございます。

7款の繰入金でございますが、一般会計繰り入れで2万2,000円を繰り入れ、5,542万7,000円としてございます。

2項の基金繰入金でございますが、保険料を減額したために介護給付金準備金の基金繰り入れ と介護軽減分の繰り入れを繰入金から保険料の補てんをしてございます。

8款の繰越金でございますが、決算によります4,161万3,000円を計上し、4,161万4,000円としてございます。

9款の諸収入でございますが、46万6,000円を計上し、累計で141万7,000円としてございますが、これは第三者納付金と返納金によるものでございます。

歳出でございます。2款の介護給付費サービス費でございますが、95万円とその下の2項の 介護サービス諸費の95万円増額をしてございますが、財源の更正でございます。

7款の諸支出金でございまして、償還金で2,879万6,000円を計上してございますが、

- 23節で還付金と償還金、これは過年度国費の返納分と県費の返納金がございます。
  - 7款の繰出金で一般会計のほうに283万2,000円を繰り出してございます。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第24、議案第83号について詳細説明を求めます。保険課長。
- **〇保険課長(生野 博文君)** 保険課長です。議案第83号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について詳細説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,889万1,000円と 定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

それでは、5ページをお願いいたします。歳入でありまして、1款後期高齢者医療保険料1項 2目の普通徴収保険料でございますが、平成20年度滞納繰越分の収入見込みの増額分でございまして、249万9,000円でございます。

4款1項1目の繰越金でございますが、平成20年度決算に伴います繰越金155万7,000円を増額計上いたしております。

5款諸収入2項1目の保険料還付金でございますが、過年度還付金の発生に伴います広域連合からの受け入れ分の増額9万8,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でありまして、2款1項1目の後期高齢者医療広域 連合納付金でございますが、保険料等負担金の増額378万6,000円でございます。

3款諸支出金1項1目の保険料還付金といたしまして、過年度還付金の増額9万8,000円でございます。

2項1目の他会計繰出金でございますが、平成20年度精算に伴います一般会計への繰出金の 増額27万円でございます。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第25、議案第84号について詳細説明を求めます。水道課長。
- **〇水道課長(目野 直文君)** 水道課長です。議案第84号平成21年度由布市簡易水道特別会計

補正予算(第1号)につきまして説明をいたします。

歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ785万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,968万4,000円と定めるということでございます。

5ページをお願いいたします。歳入につきまして説明をいたします。5款1項の一般会計からの繰入金でございますが、今回126万8,000円の減ということでございます。

6款の繰越金でございますが、20年度決算におきます繰越額の確定によりまして、566万 2,000円ということでございます。

7款雑収入といたしまして、1目の雑入でございますが、県道の庄内久住線道路改良工事に伴 うものと、県道田野庄内線道路改良工事に伴う両者とも水道管移設工事に係ります県の補償費で 346万5,000円ということでございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務管理費で工事請負費といたしまして、 先ほど言いました県道2件分の工事でございます。備品購入費でございますが、庄内のみどり住 宅のメーター更新によります追加分でございまして、154万2,000円ということでござい ます。

25節の積立金でございますが、剰余金を生じた場合は2分の1以上を積み立てなさいという ことで、今回285万円を積み立てるものであります。

以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第26、議案第85号について詳細説明を求めます。産業建設部長。
- **○産業建設部長(佐藤 省一君)** 議案第85号について説明申し上げます。

平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,167万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

5ページをあけていただきたいと思います。今回の補正につきましては、前年度繰越金の額が確定によるものでございます。歳入3款繰越金1項1目1節前年度繰越金4万6,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。歳出1款総務費1項1目25節積立金、公共下水基金を4万6,000円減額いたしております。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に、日程第27、議案第86号について詳細説明を求めます。環境商

工観光部長。

○環境商工観光部長(平野 直人君) 議案第86号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会 計補正予算(第2号)を説明を申し上げます。

平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万2,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,075万9,000円と定める。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

5ページをお開きください。この補正は、繰越金が決定したことによって生じたものでございまして、7款繰越金の1項1目繰越金で148万2,000円ということでございます。

それから、委託料として汚泥処分料として6万8,000円を上げてございます。 以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第28、議案第87号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。
- **〇健康福祉事務所長(秋吉 敏雄君)** 健康福祉事務所長でございます。議案第87号の説明をいたします。

平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,237万円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成21年9月2日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入でございますが、2款の繰入金でございまして、-般会計の繰入金を275万4,000円を減額いたしまして、1億1,547万3,000円としてございます。

3款の繰越金でございまして、確定によりまして323万8,000円を補正いたしまして、373万8,000円としてございます。

次のページお願いいたします。歳出でございまして、一般管理費としまして備品購入38万7,000円を計上してございます。これにつきましては、ロビー及び休憩室のテレビの購入でございます。

2目の施設管理費としまして、財源更正を275万4,000円をしてございます。 以上でございます。

- ○議長(三重野精二君) 次に、日程第29、議案第88号について詳細説明を求めます。水道課長。
- **〇水道課長(目野 直文君)** 水道課長です。議案第88号平成21年度由布市水道事業会計補正 予算(第1号)につきまして説明をいたします。

5ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、1項の営業費用で原水及び浄水費の負担金でございますが、広徳水源の水利使用協定の更新期限が来まして、これは5年間更新でございますが、今回20万円の増ということに協議結果なりましたので、20万円の増をお願いしたいということでございます。170万円ということでございます。

特別損失でございますが、過年度水道料金の減額調定還付ということでございますが、メーターが重複していたところがございますので、その還付でございます。それらを予備費で行うということでございます。

6ページをお願いいたします。6ページの資本的支出でございますが、委託料でございますが、 不動産鑑定評価業務委託料は44節の用地購入費に伴うものでございます。と湯布院町川北水源 地への進入路及び導水管布設地が現在私有地でありますが、所有者より市への寄附による分筆測 量委託でございます。

請負工事費でございますが、川北水源地への進入路の路面整備ということでございます。と川北水源地より第一接合井のほうに出ております導水管布設用地の土砂流出の管保護によります災害復旧費でございます。それと、挾間浄水場で監視装置の修理等があった場合に、調達品が難しくなっていますので、更新工事をいたしたいということでございます。 1億3,739万3,000円の減でございますが、湯布院町上水道水源の紫外線設備設置工事で、当初予算に計上していましたが、当初予算段階では国庫補助採択基準には該当が難しかったのですが、再度の県との見直し協議の結果、22年度要望としての見込みとなりましたので、減額をするものでございます。

4 4節の用地購入費でございますが、現在当地区は水源涵養保安林となっておりますが、森林所有者より県への伐採申請により、現在面積の3分の1を伐採しており、引き続き全体の皆伐計画となっておりますが、皆伐の場合には隣接地として湯布院町上水道の約3分の1を占める川北水源地や地区の水源地等があり、豪雨による崩壊により土砂流出や流木による災害や流木での濁水の恐れの影響が大きいために、水源地の安全確保や水源保護または下流域の水路取り入れ等の埋没保護のために、用地を購入して伐採を中止をいたしまして、将来的にも安心安全を図るものでございます。

それで、最初へお戻りください。1ページです。第1条は平成21年度由布市水道事業会計の 補正予算(第1号)は、次に定めるところによるということでございます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、計上のとおりでございます。

第3条の資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧書中、「不足する額3億2,551万7,000円は、」を、「不足する額1億8,539万7,000円は、」に、「過年度分損益勘定留保資金3億51万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億6,539万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

第4条、他会計からの補助金でございますが、予算第8条中、「4,583万2,000円」を「7,381万円」に改めるということでございまして、上水道事業費で3億9,560万円です。 失礼をいたしました。6ページで資本的収入を申し上げておりませんでした。大変失礼いたしました。支出に伴います川北水源地に属するもので、2,797万8,000円を一般会計からの補助金ということで収入をしております。

以上でございます。

○議長(三重野精二君) 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

○議長(三重野精二君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。次回の本会議は、明日 3日午前10時から認定第1号及び認定第2号の詳細説明を行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午後3時23分散会